

■感染症拡大防止対策事業費助成金のご案内

魚津市内の営業拠点において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・予防のための設備等を整備される費用を助成します。

詳しくは魚津市商工観光課（0765-23-6195）へお問合せ下さい。

<p>助成対象者 及び助成額</p>	<p>① 魚津市内に営業拠点を設置する事業者</p> <p>② 市内に営業拠点があり、国の緊急事態宣言を受けて令和2年4月22日に富山県が要請した休業又は営業時間短縮の対象施設のうち感染症拡大防止協力金の支給対象となった事業者 例：遊興施設（スナック、バー、カラオケボックスなど）、食事提供施設（飲食店、居酒屋など）</p>	<p>対象経費の4/5 （上限5万円）</p> <p>対象経費の4/5 （上限25万円）</p>
<p>助成対象経費</p> <p>（ただし、すでに国や県の助成を受けたものは対象外となります。）</p>	<p>備品購入費</p>	<p>○経費として認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛沫感染防止 パーティション、ビニールカーテン、アクリル板 など ・ 消毒 自動型手指消毒器、除菌ボックス、消毒液生成器、器具用消毒器、除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機、除菌機能付き（※）エアコン・空気清浄機 など（※ウイルスの除菌に効果があるもの。） ・ 換気（エアコンについては、新型コロナウイルスに明確に効果がある「換気機能付き」を推奨します。） 換気機能付きエアコン、換気扇、扇風機及び網戸など ・ その他 非接触体温計、非接触型自動水栓（蛇口）、サーモカメラ、キャッシュレス機器など <p>×経費として認めないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用性があり、目的外で使用可能な備品購入費 パソコンや周辺機器（キーボード、マウスなど）、スマートフォン
	<p>消耗品購入費</p>	<p>○経費として認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品（人用） マスク、フェイスシールド、防護服、手袋、使い捨てスリッパなど ・ 衛生用品（その他） 消毒液、消毒液用ボトル、消毒用ウェットティッシュ、洗浄剤など ・ その他 ソーシャルディスタンス確保用掲示物（足跡床ラベルシール、使用禁止表示椅子カバー）など <p>×経費として認めないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品ではない費用 経費支払いに伴う振込手数料など
	<p>委託料</p>	<p>○経費として認めるもの</p> <p>営業拠点の消毒作業、抗菌作業、感染防止用備品の設置料 など</p> <p>×経費として認めないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の感染防止につながらないもの 「感染対策済み」ポスター作成費 など
<p>助成対象となる 整備期間</p>	<p>令和2年4月1日～9月30日までの間に整備される設備等が対象です ただし、物品の在庫不足等の理由により9月30日までの整備完了が困難な場合は、9月30日までに指定申請書を提出することで可とします。 （「食事提供施設」については、県の助成が終了した令和2年7月16日以降に整備された設備等を対象とします。）</p>	
<p>申請受付期間</p>	<p>令和2年9月1日（火）～令和2年11月2日（月）</p>	

